

(公印省略)

2大長介第98号

令和2年4月8日

介護保険事業者 管理者 様

大野城市長 井本 宗司

(長寿社会部長寿支援課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」に基づき、大野城市でも、要介護認定の取扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

なお、本取扱いの適用を終了する際には、改めて通知します。

記

1 対象者

要介護認定の更新申請をする被保険者 (新規・区分変更申請は対象外)

2 申請方法(更新申請のみ。新規・区分変更申請は従来どおりです。)

次の2点を提出してください。

・「**介護保険 要介護認定・要支援認定 申請書**」(被保険者、申請者等の欄のみ記入で可。)

※別添の記入例を参照してください。

・**介護保険被保険者証(原本)**

※被保険者証(原本)を提出できない場合は、受付時に申し出てください。

3 認定の取扱い

認定調査等を行わず、現在の要介護認定の有効期間を12か月延長した、新たな被保険者証を送付します。

4 参考

令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」

【問い合わせ先】

大野城市長寿支援課介護サービス担当

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

電話 092-580-1860 FAX 092-573-8083

メール kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

定・要支援認定 申請書

【記入例(更新申請に限る)】

区分〔 新規・更新・変更・転入 〕 2号

申請年月日	令和 2 年 4 月 7 日	生年月日	明・大・昭 25年 10月 1日	年齢	69 歳	性別	男・女 男
被 保 者	被保険者番号	①区分(更新に○)、申請年月日、生年月日、年齢、性別、被保険者番号、氏名(ふりがな)、住所、前回の要介護度の欄を記入してください。					て申請した
	ふりがな						受け付けます
	氏名						80-1860
住	住所	前回の要介護度 (更新・変更申請の場合)	要介護 (1・2・3・4・5) ・要支援 (1・2)	有効期間	H31 年 6 月 1 日 ~ R2 年 5 月 31 日		
施設名称	電話番号	記載不要					期間
過去6ヶ月から現在までの間に医療機関に入院又は介護保険施設に入所している場合記入 (短期入所を除く)	新規・変更申請の場合その理由						

申請者 (本人・家族)	氏名	続柄
住所	〒	
申請者 (提出代行者)	事業	②申請者(本人・家族)、申請者(提出代行者)のいずれかに記入してください。
住所	〒	電話番号

主治医 (指定医)	ふりがな	記載不要
	医師の氏名	
	住所	
	※最終受診	

※ 2号被保険者 (40歳から64歳の医療保険加入者) のみ記入

医療保険者名	記載不要
特定疾病名	記載不要

私は、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の関係人、大野城市ケアマネジメント調整会議の委員、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。
(更新申請の場合のみ) 私は、申請から30日以内に認定がされない場合、現在の認定の有効期間内であれば、認定遅延通知の省略に同意します。

被保険者氏名
※本人自署の場合は押印不要

記載不要

※保険者記入欄

調査日時	調査員名	主治医の変更		調査事業所			システム 入力日
/ : ~		医療機関 変更	医師のみ 変更	市	R I S	くすの郷	/
《備考》				SEO	悠生園	その他	

要介護認定申請受付用確認用紙

1. 訪問調査について

申請後、訪問調査を行います。訪問調査には、家族等の立会いをお願いしています。

① 調査に立ち会う人を記入してください。

立会人氏名	
電話番号	

② 訪問調査の日程
(記入が無い場合は)

氏名	
電話番号	
連絡の取りやすさ	

③ 訪問調査の日程

④ 訪問調査場所

自宅(住民票上の住所地) 入院入所施設(病院・施設名:)
 親族宅や別宅など住所以外の場所(いつ頃:) 住所:)

※入院中等で認定結果の送付先が自宅(住民票上の住所地)と異なる場合は送付先を記入してください。
③送付先を変更する場合は記入してください。(変更無しの場合は記入不要)

⑤ 調査員が訪問する日時(記入が無い場合は))
⑥ 調査員が訪問する曜日(記入が無い場合は))
⑦ 調査員が訪問する時間帯(記入が無い場合は))
⑧ 調査員が訪問する人数(記入が無い場合は))
⑨ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑩ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑪ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑫ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑬ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑭ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑮ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑯ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑰ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑱ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑲ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
⑳ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉑ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉒ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉓ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉔ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉕ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉖ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉗ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉘ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉙ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉚ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉛ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉜ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉝ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉞ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㉟ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊱ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊲ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊳ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊴ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊵ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊶ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊷ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊸ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊹ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊺ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊻ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊼ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊽ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊾ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))
㊿ 調査員が訪問する回数(記入が無い場合は))

4. 介護保険被保険者証について

持参 ※保険者記入
 未持参(家にある) →処理【調査時回収(市調査員) 郵送(調査会社、返信用封筒) 後日持参】

※被保険者証が提出できない場合は受付時に申し出てください。

※ 保険者チェック欄 (受付者:)
資格者証交付の有無 交付済 不要 その他()
健康保険証コピーの有無(2号被保険者のみ) 有 無

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：鶴澤、島田
TEL 03-5253-1111（内線 3944, 3945）
FAX 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp